特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０４９号
東京都台東区上野５丁目６番10号
清算株式会社　株式会社ヨコスカ
代表清算人　臺　賢三郎
１　決定年月日　平成22年６月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０４８号
東京都新宿区新宿１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社ノディン
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１７年（ヒ）第４号
沖縄県名護市字世冨慶755番地
清算株式会社　株式会社中部食肉センター
１　決定年月日　平成22年６月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所名護支部

管財人選任

平成２０年（ミ）第１０号
東京都江東区大島２丁目８番６号
更生会社　多田建設株式会社
主文　管財人として
埼玉県さいたま市浦和区岸町４－６－２
堤　　幸芳
を選任する。
平成22年７月１日
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３０号
栃木県那須塩原市塩原323番地
更生会社　株式会社塩原観光ホテル
主文　管財人として
栃木県那須塩原市塩原323番地
関　スズヱ
を選任する。
平成22年７月１日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第２号
長野県木曽郡上松町正島町１丁目19番地、商業登記簿上の本店所在地長野県木曽郡上松町大字上松字小ノ川913の４番地
再生債務者　合資会社中村木材工業所
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年７月１日　長野地方裁判所松本支部

監 督 命 令

平成２２年（再）第７８号
東京都台東区雷門２丁目19番17号
再生債務者　株式会社サウザー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１丁目15番１号大手町建物田村町ビル９階　萱場健一郎法律事務所　弁護士　萱場健一郎
平成22年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７９号
東京都小金井市本町２丁目20番22号
再生債務者　近藤　幸夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１－６－４千代田ビル７階　日比谷見附法律事務所　弁護士　石田　惠美
平成22年６月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１号
愛媛県松山市南吉田町330番地１
再生債務者　株式会社ジェイエスケイ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　愛媛県松山市二番町２丁目８番地18　髙橋直人法律事務所　弁護士　髙橋　直人
平成22年６月30日　　松山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第７３号
島根県江津市嘉久志町イ1415番地
再生債務者　都錦酒造株式会社
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月６日から平成22年８月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２４号
東京都渋谷区上原１丁目36番16号プレミエーレ代々木上原306
再生債務者　川村　藤夫
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年７月27日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年７月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月13日
平成22年６月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４６号
埼玉県さいたま市見沼区春野４丁目26番地１
再生債務者　伊藤　峰男
１　決議に付する再生計画案　平成22年６月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月３日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年７月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月20日
平成22年６月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１６年（再）第４号
富山県高岡市米島881番地の１
再生債務者　富山ゴーレックス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年６月30日　富山地方裁判所高岡支部

平成１７年（再）第２号
石川県かほく市松浜ハ16番地２
再生債務者　株式会社ミナミ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年６月30日　　金沢地方裁判所

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第２号
長野県木曽郡上松町正島町１丁目19番地、商業登記簿上の本店所在地長野県木曽郡上松町大字上松字小ノ川913の４番地
再生債務者　合資会社中村木材工業所
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　長野県松本市大手４－６－６石曽根清晃法律事務所　弁護士　石曽根清晃
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年７月１日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１９４号
千葉県船橋市前原西４丁目31番２―216号
再生債務者　石上由美子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月３日から平成22年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係